

## 質 疑 書 回 答

令 和 7 年 11 月 7 日

件 名： 令和7年度善通寺市観光動向基礎調査業務

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
<b>仕様書</b>			
1	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (1)調査内容 エ	国内観光客及び訪日外国人観光客を対象とした訪問目的や消費行動、満足度については、善通寺市への来訪の有無を問わずに、現状の国内・訪日観光客の動向という認識で問題ないか。	ご質問のとおり、善通寺市への来訪経験の有無にかかわらず、国内外観光客全体の傾向を捉えることを目的としています。これにより、全国・県内・近隣地域等との比較分析を可能とし、善通寺市の観光ポジションを定量的に評価したうえで、将来的な誘客戦略やプロモーション方針の検討に資する基礎データを構築することを想定しています。
2	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (2)調査方法 イ	インターネットによる意識調査・アンケート対象者は来訪者のみか非来訪者も含めての分析で良いか。	ご質問のとおり、本調査は、善通寺市の来訪者に限らず、非来訪者も含めて実施・分析する想定です。来訪者からは満足度や消費行動などの実態を把握し、非来訪者からは、認知度や訪問意向などの潜在的な需要構造を把握することで、善通寺市の観光誘客施策立案の基礎資料として活用可能な総合的な分析を行う方針です。
3	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (2)調査方法 イ	滞在層の定義とは。	本業務における「滞在層」とは、善通寺市を観光目的で訪れ、市内において一定の滞在時間を作り活動を行う来訪者層を指します。滞在形態に応じて、①宿泊滞在層、②日帰り滞在層及び③通過・短時間訪問層に分類し、本調査では特に①②を中心に、消費行動や満足度、再訪以降などを分析することを想定しています。
4	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (2)調査方法 ウ	ヒアリング調査における市内観光事業者（宿泊、飲食、観光施設、交通事業者）のリスト及び想定数は。	現時点で具体的な事業者リストや件数は確定していません。市内の主要な観光関連団体・事業者（観光協会、宿泊・飲食・体験事業者、寺社、商工関係団体等）を対象とすることを想定していますが、対象範囲や件数については、調査目的や提案内容に応じて受託者側でご提案いただいて構いません。発注者においては、ヒアリングの実施にあたり、必要な範囲で関係団体等への紹介や調整支援を行う予定です。
5	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (2)調査方法 ウ	ヒアリング調査における行政関係者、観光協会、地域団体の想定リスト及び想定数は。	発注者としては、調査の円滑な実施を目的に、関係団体への趣旨説明や紹介依頼等、必要な範囲での支援を行う予定です。ただし、ヒアリング等の実施主体は受託者とし、対象事業者の選定・日程調整・実施方法等は、基本的に受託者の責任において実施していただきます。
6	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (2)調査方法 ウ	市内観光事業者、行政関係者等のヒアリング調査対象・実施施設とのコンタクトが必要な際に、商工観光課からのサポートはあるのか。（事業者の紹介や事前説明等）	発注者としては、調査の円滑な実施を目的に、関係団体への趣旨説明や紹介依頼等、必要な範囲での支援を行う予定です。ただし、ヒアリング等の実施主体は受託者とし、対象事業者の選定・日程調整・実施方法等は、基本的に受託者の責任において実施していただきます。
7	第2章 業務の内容 1. 現状調査 (2)調査方法 ウ・エ	ヒアリング調査対象への謝金支払いの要否に定めはあるか。	定めは特にございません。

8	第2章 業務の内容 2. 市場分析・ターゲット設定	過去の取り組みを振り返り、国内・インバウンドともに、これから注力していきたいターゲット層はあるか。	昨年度はインバウンド旅客向けに高付加価値文化体験コンテンツや、国内向け農業体験コンテンツの造成等に取り組んでおりました。(具体的な内容は善通寺市観光協会HP「空海NAVI」のイベントページや外国語ページからご確認ください。) 本業務においては、これまでの本市の取組や観光資源の特性を踏まえ、国内外それぞれのターゲット層を現状データと意識分析を通じて再整理することを目的としています。現時点では、国内では「文化・歴史・癒し」を重視する層、インバウンドでは「日本の精神文化や地域体験への関心層」などが一定の可能性を持つと考えられますが、特定の層に限定せず、調査を通じて本市に最も親和性の高いターゲット像を抽出・提案していく方針です。
---	------------------------------	---	---

#### 募集要項

1	4. 参加資格要件 (5)ア・イ	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書、並びに商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は写しの提出でも可能か。	写しでの提出も可能です。
2	4. 参加資格要件 (5)ア・イ	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書、並びに商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の有効期限は。	取得後3ヵ月以内のものでお願ひいたします。
3	4. 参加資格要件 (5)ア・イ	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書、並びに商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出部数は。	各1部で問題ございません。
4	4. 参加資格要件 (5)ウ	新設会社であるなど、決済状況を明らかにする書類の提出が難しい場合の対応は。 貸借対照表などの提出で良いのか。	開始貸借対照表や法人設立届などをご提出ください。
5	6. 参加表明書等の提出 (3)イ	協力会社が具体的に確定していない場合の対応は。	申請時に想定している会社がある場合はご提出ください。採択後の変更も、依頼主と協議の上可能とします。確定していない場合は、採択後、協議の上ご提出ください。
6	6. 参加表明書等の提出 (3)イ	協力会社が入札参加資格者名簿に登録されていない場合、協力会社も参加者同様に4. 参加資格要件(5)ア・イ・ウの提出が必要か。	協力会社につきましては、これらの書類の提出は不要です。参加者による管理監督をお願いいたします。
7	6. 参加表明書等の提出 (6)ウ	「業務の完了が確認できるもの」とは、どのような内容をさすのか。	業務完了報告書等の写し等を想定しています。相手方の情報を公開することにより、相手方に不利益が生じる内容については、塗りつぶす等の対応をとっていただいて結構です。
8	7. 業務提案書等の提出 (5)ア④⑦	「業務提案書はA4版片面10枚以内にまとめる」とあるが、表紙を含めて10枚以上なのか。	表紙を含めず10枚以内といたします。 (最大：表紙+10枚)